

岡崎市遺族連合会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市遺族連合会（以下「遺族連合会」という。）が行う戦没者及び戦災死者の遺族に対して行う慰安事業等の福祉の向上に寄与するため、予算の範囲内において交付する岡崎市遺族連合会補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「遺族連合会」とは、岡崎市内に住所を有する戦没者及び戦災死者の遺族（以下「戦災遺族」という。）が学区または地区単位で組織する遺族の会の集合体で、会員相互の親睦と慰安事業等を継続的に行う団体をいう。

(規則との関係)

第3条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(申請者の資格)

第4条 補助金の交付を申請することができる者は、遺族連合会の代表者とする。

(補助対象事業)

第5条 補助金は、遺族連合会が実施する次に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費に対して交付するものとする。

- (1) 研修会及び役員会に関する消耗品及び通信運搬に要する経費
- (2) 戦災遺族の慰安事業、その他これに類する事業として市長が認める事業に要する経費

(補助対象外経費)

第6条 次に掲げる経費は補助対象とはしない。

- (1) 慶弔費、玉ぐし料、佛招玉料及び見舞金
- (2) 食糧費

(補助金額)

第7条 補助金の額は、第5条に掲げる経費を合算した額から前条に係る経費を除いた額に2分の1を乗じて得た額とし、500,000円を上限とする。

(補助金額の端数処理)

第8条 前条の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(交付申請)

第9条 遺族連合会は規則第5条の規定に基づき、市費補助金等交付申請書に補助対象事業に係る収支予算書及び事業計画書を添付し、事業開始までに提出しなければならない。

2 交付決定後に補助対象事業の交付申請内容を変更しようとする場合は、市費補助金等変更交付申請書に補助対象事業に係る変更後の収支予算書及び事業計画書を添付し、速やかに提出するものとする。

(交付決定)

第10条 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定及び通知を行うものとする。この場合において、必要な条件を付することができる。

(実績報告)

第11条 遺族連合会は規則第10条の規定に基づき、市費補助事業等実績報告書に対象経費に係る収支決算書及び事業報告書を添付し、当該補助対象事業の完了後10日以内（10日以内に交付決定に係る年度の末日が到来する場合にあっては、当該年度の末日まで）に提出しなければならない。

(額の確定及び通知)

第12条 市長は、実績報告書を受理した場合において、当該報告に関する書類を審査し、適当と認めるときは補助金額の確定を行い、遺族連合会に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助金額の確定を受けた者は、補助金の請求をすることができる。ただし、補助金の目的及び内容により必要があると認められる場合は、交付決定額の全部又は一部を概算払によることができる。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、補助金を支払うものとする。

(補助金の精算)

第14条 前条に基づき補助金の概算払による交付を受けた者は、補助金額の確定後、速やかに精算しなければならない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(終期)

第16条 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱に基づき請求された補助金の交付に関しては、同日以後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。